

	項目	自己評価	改善のための措置	改善時期
1	機構のいじめ防止等対策ポリシー第1に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実に行われるよう意識啓発を行った。	全教職員への周知及び研修により意識啓発を行った。	引き続き、年度当初に全教職員へ定義を周知し、HPにて日常的に閲覧できるよう掲載する。	—
2	定期的（2ヶ月に1度）に「学校いじめ対策委員会」を開催し、いじめやいじめの疑いのある事例について情報共有したり、各事例への対応方針を協議したりした。	定期的（2ヶ月に1度）に開催し、情報共有及び協議を行った。	引き続き、定期的に開催する。	—
3	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、教職員に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	全教職員に対し、研修を企画し、実施した。	全国国立高等専門学校学生支援担当教職員研修「録画配信」を活用した。	令和5年12月～令和6年3月実施中。
4	学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知した。	いじめ防止等基本計画において役割を明記し、全教職員に周知した。	引き続き、いじめ防止等基本計画において役割を明記する。	—
5	いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画（学校いじめ防止プログラム）を策定して全教職員に周知した。	いじめ防止プログラムを策定し、全教職員に周知した。	引き続き、年度当初に全教職員へ周知し、HPにて日常的に閲覧できるよう掲載する。	—
6	いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が学生の気になる様子を把握した場合に、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。	適切かつ迅速に学生相談室を通じていじめ対策委員会に報告するよう早期発見・事案対処マニュアルに明記し徹底した。	引き続き、年度当初に全教職員へ周知し、HPにて日常的に閲覧できるよう掲載する。	—
7	機構のいじめ防止等対策ポリシー第16に規定されている「重大事態」の定義について、全教職員に周知しているとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。	全教職員に周知しているとともに、役割を定めている。	引き続き、年度当初に全教職員へ周知し、HPにて日常的に閲覧できるよう掲載する。	—
8	いじめの事案について、学生の実態や指導の経過等の情報が関係教職員で共有できるようになっている。	定期開催しているいじめ対策委員会で情報共有するなど、関係教職員で共有できるようになっている。	定期開催のみならず、臨時開催やTeamsを活用し、情報共有した。	令和5年7月
9	令和4年度の取組に対し、学校いじめ防止等基本計画、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対処のマニュアルが実行性のあるものとなっていたかを検証し、令和5年度の実施計画に反映しているか。	いじめ対策委員会で検証し、令和5年度に反映している。	引き続き、いじめ対策委員会で検証の上、次年度に反映する。	—
10	学生を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的に（年4回以上）実施するとともに、その内容を「学校いじめ対策委員会」等、教職員間で共有できるようにした。	年4回実施し、その内容をいじめ対策委員会で情報共有するなど、教職員間で共有している。	引き続き年4回実施し、結果についていじめ対策委員会にて報告するとともに、実施内容について改善を行う。	—
11	「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、スクールカウンセラーを含み役割を明確にしているとともに、スクールカウンセラーが得た情報を、教職員間で共有できるようにしている。	スクールカウンセラーは非常勤のため構成員ではないが、学生相談室長を通じてスクールカウンセラーが得た情報は共有できるようにしている。	引き続き、学生相談室長を通じてスクールカウンセラーが得た情報を共有する。また、いじめ対策委員会の情報については必要に応じて学生相談室長からスクールカウンセラーへ情報を共有する。	—
12	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、学生に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	主事講話により研修を実施している。	引き続き、学生主事から主事講話により実施する。	—
13	どのような行為がいじめに該当するか、学生が理解を深めるための取組を実施している。	主事講話により実施している。	引き続き、学生主事から主事講話により実施する。	—
14	学生自らが、いじめ問題に主体的に行動しようとする（学生主体による防止プログラムの実施を含む）取組を推進している。	学生相談室を中心にピアサポーター体制を作っている。	引き続き、ピアサポーター体制により実施する。	—
15	学校がいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、書面やホームページ等で、学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。	ホームページで周知した。	引き続き、HPにて日常的に閲覧できるよう掲載する。	—
16	いじめが認知された場合には、被害・加害の双方の保護者に対して、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を伝えることを徹底している。	徹底している。	引き続き、徹底する。	—
17	外部の有識者等で構成される会議（運営協議会や外部評価委員会等）で、学校いじめ防止等基本計画の内容を説明するなどして、連携・協力体制を築いている。	運営諮問会議で説明等を行っている。	引き続き、運営諮問会議で説明等を実施する。	—
18	いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに警察等と情報を共有するなど、連携して対応する体制ができています。	警察等との連携体制ができています。	引き続き、警察等と連携する。	—